

2024年度

1年間保存

八千代エンジニアリンググループ役職員の皆さまへ

八千代エンジニアリンググループ総合補償制度

YEC-Guard

イエックガード

日常生活はリスクがいっぱい!万一の備えは必要です!

団体契約

団体総合生活補償保険



団体割引

10%

団体扱制度

自動車保険



火災保険



給与天引
できますよ。



八千代エンジニアリング、ワイ・テックの役職員の方がご加入いただけます!

保険期間(ご契約期間): 令和6年8月1日午後4時～令和7年8月1日午後4時

申込締切日: 令和6年7月31日(水)

加入申込票提出先: 株式会社かたばみ

お申込み方法

- ・継続加入の場合 …… 特にお申し出のない場合、現在の同一加入タイプにて継続させていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。
- ・新規加入・変更の場合 … 加入申込票に必要事項を記入し、「新規加入」、「変更」のいずれかに○をして、ご署名のうえご提出ください。
- ・脱退の場合 …… 「継続しない」に○をして、加入申込票にご署名のうえご提出ください。

株式会社 **かたばみ** はこんな会社です

1941年(昭和16年)、鹿島建設関連会社第1号として創立以来、お客さまの立場で最適な保険をご提供する身近な保険代理店として、皆さまのお役に立ちたいと考えております。

かたばみ保険本部ホームページ内に八千代エンジニアリンググループ社員さま向けページがございます。



アクセスはこちらから

<https://www.katabami.co.jp/insurance/hoken/study/yachiyo/>

団体保険・団体扱保険の情報や、保険の基礎知識などについて紹介がございますので、是非ご覧ください。

損害保険・生命保険代理店

株式会社 **かたばみ**

〒107-8638 東京都港区元赤坂1-5-8 虎屋第2ビル

TEL:03-5413-8115

FAX:03-5413-8120

ご加入またはご契約にあたって

- このパンフレットは団体制度(「団体総合生活補償保険」)および団体扱制度の各種保険の概要を説明したものです。ご加入またはご契約にあたっては必ず各商品パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意いたしますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 「団体総合生活補償保険」は、八千代エンジニアリング株式会社を保険契約者とし、八千代エンジニアリンググループの役職員を加入者とする団体契約となります。団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は保険契約者(八千代エンジニアリング株式会社)に交付されます。
- 「団体総合生活補償保険」はご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出がない限り、ご継続時の被保険者(特約被保険者・介護対象者)ご本人の年齢が満85才まで前契約と同じ内容(※)で自動継続致します。(パンフレット上に記載のない、70才以上の保険料につきましては取扱代理店までご照会ください。)この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者(特約被保険者・介護対象者)の年齢および保険料率により計算されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。(※)傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
- (ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、継続を中止させていただくことがあります。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 健康状態告知書の質問事項については、必ず被保険者ご本人(加入申込票の被保険者欄に記載された方をいいます。)がご回答ください。なお、親介護一時金支払特約に関しては、被保険者ご本人が特約被保険者を代理してご回答ください。親の介護による休業補償特約の健康状態告知書の質問事項については、被保険者ご本人が介護対象者の健康状態を確認してご回答ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 記載の保険料は、被保険者数が100名以上500名未満(団体割引10%適用)にて算出しております。
- 育児費用補償特約、介護一時金支払特約および親介護一時金支払特約について、引受保険会社から保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。
- 親の介護による休業補償特約について、介護対象者が死亡した場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。
- YEC-Guard(イエックガード)とは、八千代エンジニアリンググループ役職員の皆さまを加入者とする「団体総合生活補償保険」の総称です。
- 退職時には中途脱退手続きが必要となりますので、取扱代理店へご連絡ください。

ご加入に関する注意点

- ※日常生活賠償特約(示談交渉サービスあり)の被保険者(補償の対象となる方)は、被保険者ご本人、被保険者ご本人の配偶者(婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。)、被保険者ご本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)、被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子となります。被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
- ※先進医療とは、将来的な公的医療保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されます。
- ※先進医療費用の病院直接支払いについて
 - ・お客さまに代わり、先進医療にかかる費用(技術料)を直接お支払いすることができます。
 - ・通常、治療実施後に保険金のご請求をいただく場合は、引受保険会社から保険金をお支払いするまで一時的にお客さまで自分で先進医療にかかる費用(技術料)の立替えが必要です。
 - ・先進医療にかかる費用(技術料)は高額になるケースもあるので、保険金として直接病院へお支払いをすることで、経済的にも安心して治療に専念することができます。【ご利用にあたりご注意いただきたい点】
 - ・以下の条件を満たすことが必要となります。
 - 保険金支払対象であり、先進医療の費用(技術料)が10万円以上かつ先進医療費用保険金支払限度額の範囲内であること
 - 先進医療を受ける前に引受保険会社にお申し出があり、かつ確認のための引受保険会社所定の書面のご提出があること(ご提出いただいた書面に基づき、事前に病院に内容確認をさせていただきます)
 - (注)ただし、病院が直接支払の実施に同意いただけない場合や保険金お支払いのための内容確認で相当の時間を要する等治療の妨げになるおそれのある場合等は、病院直接支払をご利用いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ※八大疾病一時金補償(がん)、がん補償について、初年度契約の保険期間の開始日より前にがんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日(待機期間といいます)を経過した日の翌日午前0時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。

■お問合わせ先

【取扱代理店】
株式会社かたばみ
〒107-8638 東京都港区元赤坂1-5-8 虎屋第2ビル
TEL 03-5413-8115

【引受保険会社】
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第5部 営業第2課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 050-3460-1286 FAX 03-6748-7866



YEC-Guardのラインナップ

“YEC-Guard”は、皆さまを取り巻くさまざまなリスクに備えるラインナップをご用意しています。
ご家族を含め、是非この機会にご加入をご検討ください。

YEC-Guard

身の回りのリスク

対応する保険

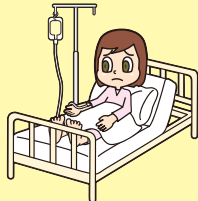
特長

保険期間
(ご契約期間)

申込締切日

詳細

傷病リスク



傷害・疾病プラン
(団体総合生活補償保険)
3タイプ

- 傷害のみ、疾病のみ、傷害+疾病などの3つのプランから選択できます。
- 団体割引10%を適用。個人で加入されるより割安な保険料でご加入できます。

R6/8/1～
R7/8/1

R6/7/31*

3ページ

がんリスク



がん保険プラン
(団体総合生活補償保険)
2タイプ

- 補償内容をシンプルにして加入しやすい保険料を実現しています。
- 団体割引10%を適用。個人で加入されるより割安な保険料でご加入できます。

3ページ

賠償リスク
その他リスク



オプション
(団体総合生活補償保険)
5タイプ

- ケガや病気、損害賠償責任を始めとするオプションをニーズに合わせてご選択できます。
- 団体割引10%を適用。個人で加入されるより割安な保険料でご加入できます。

3ページ

自転車リスク



自転車保険プラン
(団体総合生活補償保険)
2タイプ

- さまざまな補償で自転車事故のリスクに備えられます。
- 団体割引10%を適用。個人で加入されるより割安な保険料でご加入できます。

5ページ

介護リスク



介護保険プラン
(団体総合生活補償保険)
3タイプ

- 補償内容をシンプルにして加入しやすい保険料を実現しています。
- 団体割引10%を適用。個人で加入されるより割安な保険料でご加入できます。

5ページ

団体契約

※団体総合生活補償保険は随時途中で加入することができます。

団体 抜 制 度 随 時 募 集	マイカーを 取り巻くリスク 	自動車保険	● 給与天引でご加入できます。 ● 個人契約のため、補償額、特約等、ニーズに合わせてご提案できます。	随時お申込みいただけます	5ページ
	お住まいを 取り巻くリスク 	火災保険	● 給与天引でご加入できます。 ● 個人契約のため、補償額、特約等、ニーズに合わせてご提案できます。		5ページ

YEC-Guard 傷害・疾病・がん・オプション《補償概要》(団体総合生活補償保険でのお引受け)

団体総合生活補償保険

団体総合生活補償保険のご案内

お客さまのニーズによりプランをご選択いただけます！

傷害・疾病プラン
(3タイプ)

or
もしくは

がん保険プラン
(2タイプ)

+

オプション
(5タイプ)

▼加入申し込み
(ご加入できる方)の範囲
八千代エンジニアリング株式会社
および子・関連会社の従業員

▼被保険者(補償の対象となる方)ご本人の範囲①役職員②役職員の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹③役職員の配偶者の子ども、両親および兄弟姉妹④役職員と同居している親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)
※配偶者には、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。また、子どもには被保険者本人と養子縁組した子も含みます。

傷害プラン

傷害死亡・後遺障害 傷害入院 傷害通院 傷害手術

国内・国外を問わず、交通事故はもちろん、ガス爆発・建物火災によるケガ、仕事中・スポーツ中・旅行中・家庭内外の日常生活におけるケガを補償します。



傷害プランにご加入の場合「生活安心サポート」をご利用いただけます。
詳細は7ページの「団体総合生活補償保険サービスのご案内」をご覧ください。

疾病プラン

疾病入院 疾病通院 疾病手術 疾病放射線治療

病気による入院・手術等を補償します。



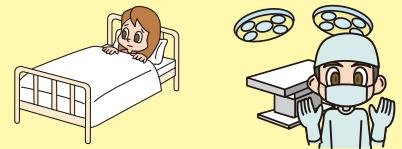
疾病プランにご加入の場合「医療カウンセリングサービス」および「健康安心サポート」をご利用いただけます。
詳細は7ページの「団体総合生活補償保険サービスのご案内」をご覧ください。

がん保険プラン

がん入院 がん通院 がん手術 がん診断 がん放射線治療

がんによる入院・手術等を補償します。

裏表紙「ご加入に関する注意点」をご確認ください。
がん保険プランにご加入の場合「医療カウンセリングサービス」および「健康安心サポート」をご利用いただけます。
詳細は7ページの「団体総合生活補償保険サービスのご案内」をご覧ください。



さらに

傷害・疾病プラン もしくは **がん保険プラン** にセットできます。

オプション

日常生活賠償 携行品損害 育英費用 **八大疾病一時金** 先進医療費用

日常生活賠償特約 裏表紙「ご加入に関する注意点」をご確認ください。

日常生活上の偶然な事故により、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたり、日本国内で電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

示談交渉サービス

日常生活賠償補償の対象となる国内で発生した事故(第三者に対する賠償事故)において、被保険者からのお申し出と同意をいただいたうえで引受保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行うサービスです。
※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

(注)イラストの事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。



携行品損害補償特約

偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合に補償します

※携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡、ウェアラブル端末など保険の対象に含まれないものがあります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



育英費用補償特約

扶養者の方が事故によるケガが原因で死亡または重度の後遺障害を被り、被保険者を扶養することができなくなった場合に保険金をお支払いします。



(S)(KS)タイプにご加入の方のみセットできます。⇒裏表紙「ご加入に関する注意点」をご確認ください。

八大疾病一時金補償特約

がん、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患、慢性腎不全、肝硬変、慢性肝炎により、所定の状態になった場合に、保険金をお支払いします。



先進医療費用保険金補償特約

国内での先進医療にかかる費用と交通費を補償をします。



●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明(団体総合生活補償保険)」をご確認ください。
被保険者またはそのご家族が加入されている補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●保険料は全て団体割引10%を適用しています。年齢は令和6年8月1日時点の満年齢です。

傷害・疾病プラン 保険金額(ご契約金額)と保険料(1口あたり)

令和6年10月給より天引き開始

主契約	タイプ	傷害プラン (K)	疾病プラン (S)	傷害+疾病プラン (KS)
傷害	死亡・後遺障害保険金額	100万円	—	100万円
	入院保険金日額	1,000円	—	1,000円
	通院保険金日額	1,000円	—	1,000円
	手術保険金額(入院中/入院中以外)	1万円/5,000円	—	1万円/5,000円
	入院保険金日額	—	1,000円	1,000円
	通院保険金日額	—	1,000円	1,000円
	手術保険金額(入院中/入院中以外)	—	1万円/5,000円	1万円/5,000円
	入院前通院支払(疾病通院保険金の支払条件変更特約)	—	あり	あり
	放射線治療保険金額	—	1万円	1万円
	0才(生後15日以上)~4才	—	330円	810円
	5~9才	—	110円	590円
	10~14才	—	80円	560円
疾病	0才(生後15日以上)~4才	—	70円	550円
	5~9才	—	100円	580円
	10~14才	—	160円	640円
	15~19才	—	220円	700円
	20~24才	—	210円	690円
	25~29才	—	210円	690円
	30~34才	—	260円	740円
	35~39才	—	360円	840円
	40~44才	—	520円	1,000円
	45~49才	—	780円	1,270円
	50~54才	—	1,090円	1,570円
	55~59才	—	—	—
月払保険料	0才(生後15日以上)~4才	480円	—	—
	5~9才	—	—	—
	10~14才	—	—	—
	15~19才	—	—	—
	20~24才	—	—	—
	25~29才	—	—	—
	30~34才	—	—	—
	35~39才	—	—	—
	40~44才	—	—	—
	45~49才	—	—	—
	50~54才	—	—	—
	55~59才	—	—	—
口数制限	通算10口まで	—	—	—
	0才~14才、61才以上は通算5口まで	—	—	—

【傷害・疾病】入院保険金支払対象期間・支払限度日数 180日・免責期間0日、通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日(傷害のみ)

※特定精神障害補償特約セット

がん保険プラン 保険金額(ご契約金額)と保険料(1口あたり)

以下の2タイプから1つをお選びください。

主契約	タイプ	がん基本プラン (G1)	がん+診断保険金プラン (G2)
がん	入院保険金日額	1,000円	1,000円
	通院保険金日額	500円	500円
	手術保険金額(入院中/入院中以外)	1万円/5,000円	1万円/5,000円
	通院保険金の支払条件変更特約	あり	あり
	診断保険金額	なし	50万円
	放射線治療保険金額	1万円	1万円
	0才(生後15日以上)~4才	20円	90円
	5~9才	20円	50円
	10~14才	20円	50円
	15~19才	20円	60円
	20~24才	20円	70円
	25~29才	20円	90円
月払保険料	30~34才	20円	120円
	35~39才	30円	190円
	40~44才	40円	340円
	45~49才	50円	580円
	50~54才	80円	900円
	55~59才	130円	1,460円
	60~64才	190円	2,050円
	65~69才	270円	2,940円
	口数制限	22口まで	8口まで

【がん】入院保険金支払対象期間 無制限・免責期間0日、通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数45日
昨年度はG1・G2通算で30口まででしたが、今年度からG1が22口まで・G2が8口までに変更になっています。

オプション 保険金額(ご契約金額)と保険料

以下の5タイプから追加したい補償をお選びください。

タイプ	補償内容	オプション保険料(月払)	セット可能タイプ
(T1)	日常生活賠償保険金額(1億円限度)	130円	(K)(S)(KS)(G1)(G2) 全タイプセット可能
(T2)	携行品損害保険金額(30万円限度)	210円	
(T3)	育英費用保険金額(1,500万円)	660円	
(T4)	八大疾病一時金額(100万円)	0才(生後15日以上)~4才	(S)(KS)のみ
		5~9才	
		10~14才	
		15~19才	
		20~24才	
		25~29才	
		30~34才	
		35~39才	
		40~44才	
		45~49才	
		50~54才	
		55~59才	
(T6)	八大疾病一時金額(50万円)	60~64才	(S)(KS)のみ
		65~69才	
		0才(生後15日以上)~4才	
		5~9才	
		10~14才	
		15~19才	
		20~24才	
		25~29才	
		30~34才	
		35~39才	
		40~44才	
		45~49才	
(T5)	先進医療費用保険金額(1,000万円限度)	50~54才	(S)(KS)のみ
		55~59才	
		60~64才	
		65~69才	
		70円	
		—	

【オプション】(T1) 免責金額0円
(T2) 免責金額3,000円

YEC-Guard 自転車保険プラン・介護保険プラン《補償概要》(団体総合生活補償保険でのお引受け)

団体総合生活補償保険

自転車保険プラン (2タイプ)

介護保険プラン (1タイプ)

令和6年10月給与より天引き開始

▼加入申込人(ご加入できる方)の範囲
八千代エンジニアリング株式会社
および子・関連会社の従業員

▼被保険者(補償の対象となる方)ご本人の範囲
〈自転車保険プラン〉①従業員 ②従業員の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹
③従業員の配偶者の子ども、両親および兄弟姉妹
④従業員と同居している親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)

〈介護保険プラン〉①従業員 ②従業員の配偶者

※配偶者には、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

自転車保険プラン

傷害死亡・後遺障害 傷害入院 傷害通院 傷害手術 日常生活賠償

自転車事故によるケガや賠償責任を補償します。

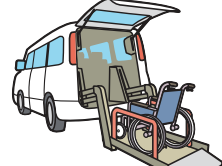


日常生活賠償補償の場合、上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。
自転車プランにご加入の場合「生活安心サポート」をご利用いただけます。詳細は7ページの「団体総合生活補償保険サービスのご案内」をご覧ください。

介護保険プラン

傷害死亡・後遺障害 親介護一時金 介護一時金 介護による休業補償保険金

介護に備える補償です。



介護保険プランにご加入の場合「生活安心サポート」および「医療カウンセリングサービス」および「健康安心サポート」をご利用いただけます。
詳細は7ページの「団体総合生活補償保険サービスのご案内」をご覧ください。

●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明(団体総合生活補償保険)」をご確認ください。

団体扱制度 自動車保険・火災保険

自動車保険

火災保険

団体扱保険の2つのいいこと

団体扱の
一括払の
保険料は
一般契約の一時払と比べて
**5%
割安!**

月払
保険料も
**分割割増
なし!**



1

保険料払込方法が一括払なら
5%割安、月払なら分割割増なし

一般契約の一時払で加入した場合と比べて、団体扱の一括払は5%割安、月払でも分割割増がありませんので、実質、保険料が割安になります。



保険料が割安

2

ご契約時に
保険料のご用意は不要です

ご契約時に保険料をご用意いただく必要はなく、キャッシュレスでご契約いただけます。保険料の払込みは給与天引となります。



まずはお問合わせいただき、ぜひともご検討ください!

●保険料は全て団体割引10%を適用しています。年齢は令和6年8月1日時点の満年齢です。

自転車保険プラン 保険金額(ご契約金額)と保険料(1口あたり) 以下の2タイプから1つをお選びください。

			自転車プラン①	自転車プラン②
主契約	タイプ		(J1)	(J2)
	傷害	死亡・後遺障害保険金額	300万円	500万円
		入院保険金日額	3,000円	5,000円
		通院保険金日額	3,000円	5,000円
		手術保険金額(入院中／入院中以外)	3万円／1.5万円	5万円／2.5万円
		自転車搭乗中等のみ補償特約	あり	あり
		日常生活賠償保険金額	1億円限度※	1億円限度※
	月払保険料	年令問わず	270円	370円
	口数制限		6口まで 0才～14才は3口まで	4口まで 0才～14才は2口まで

※複数口加入の場合も保険金額は1億円が限度(免責金額0円)となります。

・「自転車搭乗中等のみ補償特約」がセットされています。

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

自転車プランに2口以上ご加入を希望される方は、取扱代理店までお問い合わせください。

介護保険プラン 保険金額(ご契約金額)と保険料(1口あたり)

詳細は「『介護保険プラン』のご案内」をご覧ください。

基本セット		親介護一時金 フランチャイズ期間(免責期間)90日	介護一時金	親の介護による 休業補償保険金 (免責期間0日・補償期間36か月)
タイプ	(KG)	(OKG)	(HKG)	(OKK)
傷害死亡・後遺障害保険金額	10万円	50万円	1万円	1万円
月払保険料	10円	10円	10円	10円
口数制限	1口まで	各10口まで	30口まで	30口まで

・「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)」「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護による休業補償特約用)」がセットされています。

・親介護一時金補償(特約被保険者)・介護一時金補償・介護休業補償(介護対象者)は保険期間開始時点で84才までの方が新規加入できます。継続加入は85才まで可能です。

・親介護一時金補償の特約被保険者は基本セットの被保険者ご本人またはその配偶者の親(同居・別居は問いません)とし、最大で4名まで指定可能です。

・親介護一時金補償の特約被保険者と介護休業補償の介護対象者は、保険期間開始時点の年齢が20才から加入できます。介護一時金補償の被保険者は基本セットと同じです。

・親を複数名設定される場合は、それぞれの年齢別保険料の合計となります(同一保険金額でのご加入となります)。

・親の介護による休業補償保険金の介護対象者は基本セットの被保険者本人またはその配偶者の親(同居・別居は問いません)とし最大で4名まで指定可能です。

・従業員の配偶者を被保険者とする場合で被保険者の勤務先に介護休業制度がない、就業規則に基づく介護休業を取得できない場合は、親の介護による休業補償保険金はセットできません。

・親の介護による休業補償保険金は被保険者の平均月間定期所得額を超える加入はできません。

詳しくは下記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内を読み込み、ご確認ください。
ご確認ください場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項の
ご説明



GN22D010833

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_dsmsad2302.pdf

お支払いする
保険金および
費用保険金
のご説明



GN23D010037

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_dsmsadax2310c.pdf

健康状態告知に
についてのご案内



GN22D010755

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/hc_dsmsad2302.pdf

「団体総合生活補償保険」ご加入のお客さまへ

平成29年10月1日以降保険始期用
(令和6年4月1日改訂版)

あいおいニッセイ同和損保



団体総合生活補償保険 サービスのご案内



ご利用にあたっては、ご契約の団体名、被保険者のお名前、ご加入の保険商品名の他、サービスご利用番号が必要となります。
なお、サービス専用ダイヤル、サービスご利用番号はご加入後に交付される「加入者証」に記載されています。

傷害補償特約 セットの方はこちら

疾病補償特約
がん補償特約
親介護一時金支払特約
親の介護による休業補償特約

セットの方はこちら

傷害補償特約をセットされた方は、下記のサービスをご利用いただけます。

ご利用いただける方 傷害補償特約をセットされたご契約に加入されている被保険者(補償の対象となる方)となります。

生活安心サポート

ご利用日・ご利用時間

健康・医療 ご相談

24時間 365日
※薬に関するご相談
平日 9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

健康・医療のご相談

ケガ・病気や健康状態に関するご相談、お薬に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイス
ケガや病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関すること、
お薬に関するご相談に、看護師や薬剤師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。
(注)緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

病院情報のご提供

いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関など全国各地の病院等の情報をご提供
近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。
(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

夜間休日医療機関情報のご提供

夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供
夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日に診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。
(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

ホームヘルパーサポート

平日9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

ホームヘルパー業者のご紹介

家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介
シニアの方や、ケガなどでお困りのご家族をサポートするホームヘルパーの派遣業者をご紹介します。
(注1)ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。
(注2)一部離島や年末年始など、地域や時期によってはご紹介できない場合があります。

暮らしのトラブル (法律)・税務 ご相談

平日13～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

法律のご相談

日常生活における法的な疑問に、弁護士が電話でアドバイス
相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
(注1)一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。
(注2)既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。

税務のご相談

日常生活における税務のご相談に、税理士が電話でアドバイス
医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
(注)一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約をセットされた方は、下記のサービスをご利用いただけます。

ご利用いただける方

疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約をセットされたご契約に加入されている被保険者(補償の対象となる方)となります。ただし、親介護一時金支払特約をセットされた場合、介護安心サービスについては被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。

医療カウンセリングサービス

ご利用日・ご利用時間

セカンドオピニオンの ご相談

平日 9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

セカンドオピニオン※のご相談に専門医が電話でアドバイス

※診断や治療方針について、「主治医以外の別の医師の意見を聞く」ことです(第二の意見)。

専門医とのご相談は、お客さま・専門医・看護師等の専門スタッフとのトリオフォン(三者間通話)で行いますので、専門用語などご不明なこともその場で確認できます。

(注1)このサービスは医師の診断を受けていることがご利用の条件となります。
(注2)緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
(例)明らかに軽い症状、医師の診断が行われていない場合、ご相談に必要な情報が不十分な場合、現在のかかりつけ医に不満がある場合など

面談専門医のご紹介

平日 9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

がんや高血圧など、専門性の高い疾患の治療について、 面談できる専門医をご紹介

専門医とのご相談を希望される方に当社が提携している面談可能な専門医をご紹介します。
面談の結果、お客さまの居住地、ご相談内容にあった他の専門医・医療機関を紹介する場合があります。

(注1)専門医による診断・治療・検査、交通費、紹介状発行等の費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担になります。
(注2)緊急の場合やご相談内容によってはご紹介できない場合があります。
(例)明らかに軽い症状、現在のかかりつけ医に不満がある場合など
(注3)対応地域が限られます。ー7大都市(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡)ー

“がん”粒子線治療の ご相談

平日 9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

“がん”粒子線治療のご相談に専門スタッフが電話でアドバイス

最先端の放射線治療である粒子線治療に関する看護師等の専門スタッフによるアドバイスや、
粒子線治療を実施する医療機関の情報を提供します。

(注)緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

健康安心サポート

ご利用日・ご利用時間

健康検診 サービス 平日 9～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	人間ドック施設 のご紹介	病気の早期発見のために、最寄りの 提携人間ドック施設をご紹介します。 (注)地域によってはご紹介できない場合があります。	優待
	P E T 検診施設 のご紹介	がんの早期発見に有効な最新の 診断装置P E Tで検診を行う施設を ご紹介します。 (注)地域によってはご紹介できない場合があります。	優待
	在宅検診 のご紹介	お忙しい方に郵送にてご自宅で 手軽に受けられる検診業者をご紹介します。 ※在宅検診のご紹介は令和6年8月末をもって終了いたします。	優待

介護安心 サービス ※介護安心相談の 社会福祉士等をご 紹介するサービス は2024年8月末で 終了しす。	介護安心相談 24時間 365日 ※一部の専門スタッフ による相談および社 会福祉士等のご紹介 月～木10～15時 (金土日祝日、12/29 ～1/5を除きます)	介護に関する一般的なご相談や、 介護者の悩みのご相談に、経験豊富な 専門スタッフが電話でアドバイスします。 また、ご希望により面談できる 社会福祉士等をご紹介します。 ※社会福祉士等のご紹介は令和6年8月末をもって終了いたします。 (注)社会福祉士等のご紹介は対応地域が限られます。 社会福祉士等の面談は始期日から3回まで無料としま す(予約制)。 交通費等の費用は、サービスをご利用いただく方の自 己負担になります。
	介護に関する業者・ 施設情報のご提供 平日 9～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	介護に関する提携業者や、 介護保険施設・有料老人ホームなどの 介護施設の情報を提供します。
	認知症 TESTER (デスター) 24時間 365日 電話で WEBで	電話やWebで約20問の簡単な質問に答える だけで、自宅でもできる認知症チェックサ ービスをご提供します。 Webでのご利用は、下記URLにアクセスして、ユー ザー名欄・パスワード欄ともにサービスご利用番号 を入力してご利用ください。 https://www.dsn.co.jp/dementia_tester/aionissaydowa/ スマートフォンは、こちらのQRコ ードからもアクセスできます。 ※QRコードは(株)デンソーウェアの登録 商標です。 ※電話でのご利用は自動音声応答(IVR)となります。 ※Webでのサービスは端末によってはご利用できない場 合があります。

優待 提携先の医療機関および業者における各種検診、各種サービスの費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担となりますが、優待料金にてご利用いただける場合があります。

メンタル ご相談 平日 9～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	メンタルヘルス のご相談	人間関係、家庭問題、職場の悩み、 漠然とした不安感などの“こころの悩み”に、 臨床心理士等の専門スタッフが 電話でアドバイスします。 (注)治療に関するご相談はお受けできません。
--	-----------------	---

健康・医療 ご相談 24時間 365日 ※薬に関するご相談 平日 9～17時 (土日祝日、12/29 ～1/5を除きます)	健康・医療 のご相談	日常生活における身体の不調や健康維持・ 増進に関すること、病気に関するご説明や 治療方法に関する一般的なこと、お薬に関する ご相談などに、看護師や薬剤師等の専門 スタッフが電話でアドバイスします。 (注)緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内 容によってはアドバイスできない場合があります。
	病院情報 のご提供	近所にお探しの診療科が見つからないとき、 病院を探すことになったときなど、 全国各地の病院等の情報を提供します。 (注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行 いません。
	夜間休日 医療機関情報 のご提供	夜中の急な発熱や休日の体調不良など、 夜間はもちろん休日に診療可能な全国各地 の医療機関の情報を提供します。 (注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行 いません。

暮らしの トラブル (法律)・ 税務ご相談 平日 13～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	法律のご相談	相続時のトラブルなど、日常生活における 法的な疑問について、弁護士による 電話相談をご利用いただけます(予約制)。 ※一般的なご質問については、専門のスタッフが応える 場合があります。 (注)既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案 件等のご相談は対象となりません。
	税務のご相談	医療費控除など、日常生活における 税務のご相談に、税理士による電話相談を ご利用いただけます(予約制)。 ※一般的なご質問については、専門のスタッフが応える 場合があります。

＜ご注意＞ 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報および
ご相談等に必要な情報を当社に開示することがあります。サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、裏面記載の「団体総合生活補償保険サービスご利用規約」でご確認ください。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社が提供します。

団体総合生活補償保険サービスご利用規約

第1条[規約の目的等]

- (1)この規約は、第2条[サービス提供対象契約]に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する団体総合生活補償保険サービス(以下「サービス」といいます。)の事項を定めたものです。
- (2)利用対象者(第3条[利用対象者]に定める利用対象者をいいます。)は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
- (3)このサービスは、当社が委託する提携サービス会社が、この規約に従い提供します。

第2条[サービス提供対象契約]

当社は、団体総合生活補償保険契約をサービス提供対象契約とします。

ただし、サービス提供時にサービス利用対象者であることを提携サービス会社にて確認できない契約(準記名式契約特約セット契約、共同保険非幹事契約等)は提供対象契約となりません。

第3条[利用対象者]

利用対象者は、サービス提供対象契約の被保険者となります。ただし、親介護一時金支払特約セットの場合、第5条[サービスの内容]③c.介護安心サービスについてはサービス提供対象契約の被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。

第4条[利用番号の管理]

- (1)利用対象者は、加入者証交付時に付与された利用番号の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号を使用させてはなりません。
- (2)当社は、利用番号が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

第5条[サービスの内容]

この規約により提供するサービス内容は、以下の①から③のとおりとします。ただし、提供するサービスは、セットされる特約により次のとおりとします。

セットされる特約	提供するサービス
傷害補償特約	①生活安心サポート
疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約 または親の介護による休業補償特約	②医療カウンセリングサービス ③健康安心サポート

①生活安心サポート(傷害補償特約セット契約)
a.健康・医療ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療のご相談	健康や医療に関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や診断・治療に関することなど、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいません。

b.ホームヘルパーサポート

提供サービス	内 容
ホームヘルパー業者のご紹介	ホームヘルパー業者を紹介します。 ※ホームヘルパーの費用等は、サービス利用者の自己負担になります。 ※地域や時期によっては紹介できない場合があります。

c.暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

提供サービス	内 容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。 ※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

②医療カウンセリングサービス(疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約)

提供サービス	内 容
セカンドオピニオンのご相談	セカンドオピニオンの相談に、専門医が電話でアドバイスします。 ※このサービスは医師の診断を受けていることが利用の条件となります。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

提供サービス	内 容
面談専門医のご紹介	専門性の高い疾患に対する治療について、面談できる専門医を紹介します。 ※面談の結果、サービス利用者の居住地、相談内容にあった他の専門医・医療機関を紹介する場合があります。 ※専門医による診断・治療・検査、交通費、紹介状発行等の費用は、サービス利用者の自己負担になります。 ※緊急の場合や相談内容によっては紹介できない場合があります。 ※対応地域が限られます。
“がん”粒子線治療のご相談	“がん”粒子線治療の相談に専門スタッフ(看護師等)が電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

③健康安心サポート(疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約)
a.健康検診サービス

提供サービス	内 容
人間ドック施設のご紹介	最寄りの人間ドック施設を紹介します。 ※地域によっては紹介できない場合があります。 ※身体の状態によっては受診できない場合があります。 ※提携先の医療機関における各種検診の費用は、サービス利用者の自己負担になります。
P E T 検診施設のご紹介	小さながんを発見できる最新の診断装置P E T (Positron Emission Tomography=陽電子放射断層撮影)で検診を行う施設を紹介します。 ※地域によっては紹介できない場合があります。 ※身体の状態によっては受診できない場合があります。 ※提携先の医療機関における各種検診の費用は、サービス利用者の自己負担になります。
在宅検診のご紹介	郵送にて自宅で受けられる検診業者を紹介します。 ※検査料金等は、サービス利用者の自己負担になります。 ※在宅検診のご紹介は令和6年8月末をもって終了いたします。

b.健康・医療ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療のご相談	健康や医療、病気にに関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や診断・治療に関することなど、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいません。

c.介護安心サービス

提供サービス	内 容
介護安心相談	介護に関する悩みに専門スタッフが電話でアドバイスします。ご希望により面談できる社会福祉士等を紹介します。 ※社会福祉士等の紹介は対応地域が限られます。 ※社会福祉士等の面談は始期日から3回まで無料とします。 ※交通費等の費用はサービス利用者の自己負担になります。 ※社会福祉士等のご紹介は令和6年8月末をもって終了いたします。
介護に関する業者・施設情報のご提供	介護に関する提携業者や介護施設の情報を提供します。
認知症TESTER(テスター)	電話やWebで、認知機能障害の疑いの有無を簡易チェックします。 ※電話での利用は自動音声応答(IVR)となります。 ※Webでのサービスは端末によっては利用できない場合があります。

d.メンタルご相談

提供サービス	内 容
メンタルヘルスのご相談	“こころの悩み”に臨床心理士等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※治療に関する相談はお受けできません。

e.暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

提供サービス	内 容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。 ※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。

提供サービス	内 容
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

第6条[サービス提供を行わない場合]

- 提携サービス会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する場合(該当するおそれのある場合も含みます。)は、サービスの提供を行いません。
- ①公序良俗に反する行為
- ②法令に違反する行為
- ③第三者(当社を含みます。)に不利益を与える行為(誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為の他、迷惑行為を含みます。)
- ④当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
- ⑤第三者になりすましてサービスを利用する行為
- ⑥営利を目的(商業目的)としてこのサービスを利用する行為
- ⑦提携サービス会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用と判断した場合
- ⑧利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
- ⑨保険金請求にかかわる事故等の相談その他当社または提携サービス会社が不適切と判断した場合

第7条[サービス提供時の責任]

- (1)このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
- (2)利用対象者自身が、第三者(当社を含みます。)に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第8条[サービスの変更・中止・終了]

- (1)このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
- (2)当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
- ①天災等により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
- ②当社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
- ③不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
- (3)利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

第9条[個人情報の取扱い等]

- (1)利用対象者は、保険証券・加入者証の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
- (2)提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。

附則 この規約は令和6年4月1日現在のものです。

認知症TESTER(テスター)は、ダイヤル・サービス(株)が、近藤智善医師監修のもと和歌山県立医科大学附属病院認知症疾患医療センターとの協力により完成したわが国で初の「非対面」型のチェックシステムです。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
https://www.aioinissaydowa.co.jp/